

第一百九十四回国会

法務委員会議録第十七号

平成二十八年五月十三日(金曜日)

午前九時二十八分開議

出席委員

委員長 葉梨 康弘君

理事 安藤 裕君

理事 吉野 正芳君

理事 井野 俊郎君

理事 鈴木 銀祐君

理事 唐生君

理事 徹君

理事 和英君

理事 大隈 信亮君

理事 金子万寿夫君

理事 彰三君

理事 博義君

理事 田所 嘉徳君

理事 富樫 博之君

理事 藤原 崇君

理事 宮川 典子君

理事 宮路 拓馬君

理事 宗清 皇一君

理事 階 猛君

理事 大口 善徳君

理事 清水 忠史君

理事 木下 智彦君

理事 鈴木 貴子君

理事 岩城 光英君

理事 田所 盛山

理事 萩本 正仁君

理事 井上 宏君

理事 法務大臣政務官

政府参考人

法務省大臣官房司法法制部長

出席

同日

辞任

金子万寿夫君

和英君

大隈 信亮君

彰三君

博文君

宗清 皇一君

長坂 康正君

藤原 崇君

宮川 典子君

吉田 俊介君

務台 勝君

若狭 勝君

藤原 崇君

宮川 典子君

長坂 康正君

藤原 崇君

吉田 俊介君

務台 勝君

若狭 勝君

今回、入管法の改正で、偽装滞在者対策の強化ということが盛り込まれているわけです。その中で、この真ん中や上あたりに罰則の整備という項目がございますね。これは、我々からすると、罰則の整備というよりも強化というのが普通の言い方ではないかと思いますけれども、この罰則の強化にマイナスの面があるのではないかという観点からお伺いしたいと思います。

まず、難民の方が、いろいろな事情があつて、入国審査のときは、観光目的で来ましたよということでちょっと本来の目的とは違うことを言って入国審査を受け、上陸許可を受けたという場合も、ここで書かれてありますような「偽りその他不正の手段により、上陸許可を受けて上陸し」ということで構成要件に当たって処罰を受けるのかどうか、まずこの点について御説明をお願いします。

○岩城国務大臣 お答えいたします。

難民についてのおただしであります、改正後の入管法第七十条第一項第二号の二、すなわち今回新設する不正上陸の罪は、我が国で難民認定申請をしようとする者が偽りその他不正の手段により上陸許可を受けた場合についても、その適用が排除されるわけではありません。

もつとも、その者が条約上の難民である場合であつて入管法第七十条の二に規定する要件に当たるときは、今回新設する不正上陸の罪を犯しても、その刑を免除することができますので、眞の難民が、例えば観光と偽つて上陸許可を受けたことが同罪に当たる場合であつても、処罰されることはございません。

そもそも、我が国で難民認定申請をしようとする者が迫害から逃げてきて本邦に何とか上陸したのであれば、空港の入国審査場で直ちに難民認定申請をすることができますし、また、そうした事情を告げれば、一時庇護上陸という、難民の可能性のある者に簡易に一時的な庇護を与えるための手続によつて上陸を許可されることになります。

また、知人や支援者を頼り、これらの者と相合は、ありのままを申告してもらえば、知人訪問などの短期滞在としての活動を認めることができます。

したがいまして、上陸申請に際してうそをつくことによりまして、難民認定申請をちょうちよさせることにはなりません。

なお、何らかの誤解によりまして虚偽の申告をして上陸許可を受け、外形的には新設する罰則の適用に当たりましては、その虚偽の内容、虚偽を述べた機関、真実を述べた場合に上陸許可を受けられましたなど、諸般の事情を考慮して検査機関において処罰の必要性が検討されるものと思われ、入国管理局といたしましても、そうした事情を踏まえ、真に处罚に値する事案について検査機関に处罚を求めていくことになるものと考えております。

○階委員 捜査機関の訴追裁量権が適切に行使されるかどうかというところが極めて重要な一つの問題ですが、検察官の適性ということについて、昨今の法曹養成制度のもとでちゃんと担保されているのかどうか、これは後ほど大臣が出られた後で別途質問します。

今、御答弁の中でも、最終的に難民認定がなされた場合であれば处罚も免れるという法制度のたて本意になっていますけれども、逆に言うと、難民申請が却下された場合は、難民として上陸するにもできないし、今回新設された罪によって处罚されるし、ダブルパンチになるわけですね。しかも、この難民認定というのは、過去の統計とか見ると、なかなか認められないという実態もあるわけです。

そういう中で、今回新設された罪によって、客観的にこの要件を満たす者については、ただでさえ難民認定の認定率は低いものが、こういった上陸段階で観光とか偽った者については余計に難民を見ると、なかなか認められないという実態もあるわけです。

認定が認められなくなるのではないかということでも危惧するんですけれども、この点についてはいかがですか。

○岩城国務大臣 難民認定の申請につきましては、国際的な取り決めであります難民条約等に規定されている難民の定義にのっとりまして、申請者が難民条約の定義する難民に該当するか否かを個別に判断しております。我が国に庇護を求めるようとする外国人が入国に際し入管法令に違反したいたしましても、その難民該当性が変わるものではありませんので、難民認定を妨げる事由にもなりません。

したがいまして、入国目的を例えば観光と申告して上陸許可を受けたとしても、そのことをもつて難民認定を行わないということはありません。

○階委員 これは大変重要な答弁だと思って、今回の罰則の強化が難民認定にとってマイナスの影響を及ぼすことがあります決してならないと思いますので、ぜひしっかりと運用をお願いしたいと思います。

そして、この委員会でも清水先生が、そもそも立法事実があるのかという御議論をされていました。

この資料の一枚目の左下のところに、今回立法に至った経緯として二つの文書を取り上げていますね。二つ目の第六次出入国管理制度政策懇談会報告書は清水先生が取り上げたもので、ここには罰則を設けるべきという記述はないんだという御指摘がありました。

私の方も一つ目の「世界一安全な日本」創造戦略というところの該当部分をちょっと拝見させていただいたんですけども、それを見ますと、確かに、近年は偽装滞在者が増加していることが懸念されているというくだりはあるんですが、「そこで、」ということで、「平成二十四年七月から実施している新しい在留管理制度により得られる在留外国人に係る情報等を的確に分析し、不法滞在者・偽装滞在者の実態を解明し、効率的な摘発や在留資格取消手続等の推進を図ることが必要」と

ということで、「取消手続等の推進を図る」というくだりはあるんですけれども、罰則の強化ということはないんですね。

なのに、なぜこれをやる必要があるのか。私は、この閣議決定文書にあるとおり、取り消し手続、こちらの方をしっかりと取り組んでいけばいいのではないかと思うんです、刑事罰によらずに行政処分ということです。なぜ行政処分ではだめなのか、この点についてお答えください。

○岩城国務大臣 現行制度でも、偽りその他不正の手段により上陸許可等を受けた者につきましては在留資格の取り消しは可能であります。取り消し後の在留ができなくなるだけでありまして、発見困難な偽装滞在を企図する外国人に対する抑止策としては不十分であると考えております。すなわち、容易に発覚しない不正をたくらむ者にとりまして、運悪く見つかっても帰国だけで済むというのでは、十分な抑止力となり得ないものであると考えております。

なおかつ、偽装滞在は、不正の手段で上陸や在留の審査をかいくぐるという行為の悪質性におきましても、本来入国できないはずの外国人が本邦に在留するという結果の重大性におきまして、不法人國や不法上陸に劣るものではなく、行為に見合った制裁を科すという意味でも、不法人國や不法上陸と並ぶ法定刑を定めた本罪を設けるのが相当である、そのようと考えております。

○階委員 私は、刑罰というのは謙抑的であるべきものだと考えておりまして、安易に刑罰を強化するという方向性については異議を述べたいと思います。

そして、行政処分だけでは足りないんだというお話なんですが、今回、この行政処分の方も、一枚目の資料の真ん中、下の方に書いていますけれども、「在留資格取消事由の整備」ということで、所定の活動を行つておらず、かつ、他の活動を行つた場合は行おうとして在留している場合、取り消し事由ということになつておりますね。ここも、「整備」とありますからすると拡大だと

思っています。

そして、こういう取り消し事由が拡大すれば、行政処分の方もなされる確率が高まつてくる。行政処分がされた場合に、ことしの四月から行政不服審査法も改正になりましたが、この行政不服審査の対象に在留資格取り消し処分というのは含まれていません。裁判によらないとの取扱い消し処分の取り消しをしてもらえないということであると、私は、手続として、処分を受けた側にとつて余りに酷なのではないかと思つております。

私は、今回、この取り消し理由が実際どういうふうに書かれているのかということについても

ちょっと事務方から資料を取り寄せましたけれども、例えば現行法の六号の取り消し事由の記載例で見ますと、「あなたは、正当な理由がなく、在留資格〇〇に係る活動を継続して三ヶ月以上行つてないでの、出入国管理及び難民認定法第二十二条の四第一項六号に該当します。」と。

この程度の取り消し理由で処分が通知されて、そして、あとは裁判で訴えなさいといふのは、処分を受ける側にとって余りに酷なのではないか、行政不服審査手続でちゃんと理由の開示もしつかりさせた上で、まずは裁判の前に簡易な手続による不服申し立ての手段を付与して、それでもなお争いがあれば裁判に持っていくというふうにするのが、手続保障としては処分された側にとって厚いのではないかと私は思います。

こういう行政不服審査の対象に含めるということがいつてどのようにお考えになるか、御見解をお願いします。

○岩城國務大臣 在留資格の取り消し処分について、行政不服審査の不服申し立てを認めるべきではないかといったおだしかと存じます。

行政不服審査法では、外国人の出入国または帰化に関する処分について適用を除外しているところであります。入管法に基づく在留資格の取り消し処分も、この外国人の出入国または帰化に関する処分の中に含まれております。

外国人の出入国に関する処分について行政不服審査法の適用が除外されているのは、まず、外国人の入国、在留に関する処分は、元来、國家主権に属しており、法務大臣の自由裁量行為であつて、行政不服審査になじまないこと、そして、外

国人の入国、在留について定める入管法の中で、その処分の性格に即し、不服申し立てに類した仕組みが整備されていることが理由と考えられております。

なお、この入管法の中で整備されている不服申立に類した仕組みとして、在留資格の取り消し処分を受けた者がその処分を不服とする場合に、出国猶予期間の経過等で入管法違反となつたことに伴い開始される退去強制手続におきまして、法務大臣による裁決での在留特別許可を求めることが制度的に保障されておりまして、これにより、不服を主張して救済を求めることができるようになります。もとより、在留資格の取り消し処分の取り消しを求めるなどの行政訴訟、これを提起することは可能であります。

○階委員 今、不服申し立ての方法として二つのことをおつしやられました。後段の行政訴訟を提起するというのは、私が指摘したとおり手続的に非常に重くて、なかなか、あれだけの理由を通知されたからといって、すぐ提起できるものではないと思つています。だからこそ、裁判手続の前段階で不服審査の申し立てを認めるべきだということではないかと私は思います。

こういう行政不服審査の対象に含めるということがありますと、いつてどのようにお考えになるか、御見解をお願いします。

○岩城國務大臣 在留資格の取り消し処分について、行政不服審査の不服申し立てを認めるべきではないかといつたおだしかと存じます。

行政不服審査法では、外国人の出入国または帰化に関する処分について適用を除外しているところであります。入管法に基づく在留資格の取り消し処分も、この外国人の出入国または帰化に関する処分の中に含まれております。

そもそも出国猶予期間というのはないわけだから、もう即座に在留特別許可を求めるないと、行政手続の中では何も不服を申し立てられない。そんなに即座にできるとは思えないんですよね、処分された人が外国人ですから。

だから、私は、さつき申し上げた方策では不十分ではないかと思います。この点について御見解はありますか。

〔委員長退席、井野委員長代理着席〕
○井上政府参考人 法制度のことにつきまして御説明させていただきます。

出国猶予期間が与えられてそれが経過した場合には、不法残留状態になつて退去強制事由に当たるわけですが、出国猶予期間が与えられないことではあります。もとより、在留特別許可を求めるために、法務大臣による在留特別許可を求めるとしても、退去強制の手続の中で審査が行われ、その中で法務大臣による在留特別許可を求めるということになりますので、いずれにいたしましても、退去強制の手続の中で審査が行わるということがありますので、いずれにいたしましても、退出強制手続を進めるようにしていただきたいと思います。

それとともに、でも、一回は退去強制手続になつてしまつということ自体、退去強制手続の中で争えばいいんだということ自体、何か処分の正当性を争なつてしまつてしまうということ自体、私は、ちょっとといふが、なかなかものかと。その処分そのものの正当性を争うところで、裁判ではなくて行政手続の中で争うべきだという考え方を持っていますので、ここは異議を差し挟ませていただきたいと思います。

そこで、前後しますけれども、引き続きやや法解釈的なところを突っ込んでお聞きしたいと思います。

今回、新たな刑事处罚の類型を求めるということなんですが、偽りその他不正の手段により上陸許可を受けるということは、直観的に言ふと、在留カードというそれなりに価値のあるものを偽りの方法によって国からだまし取るわけだから、刑法でいえば詐欺罪に類するものじゃないかという感じもするわけですね。

詐欺罪の過去の判例などを見ましても、最決昭和五十一年四月一日というところで、農業政策上の国家的法益の侵害に向けられた側面を有するものであつても詐欺罪に當たるということで、詐欺罪は基本的に個人的法益に対する詐欺罪ということなんですが、国家的法益に対する詐欺罪も成立し得るんだというような最高裁の判断もあります。

そういう中で、在留カードをだまし取るような意見や証拠の提出ができるし、関係書類の閲覧もできるような、最初の処分の段階で非常に手厚い手続保障がまずとれるようになつてござります。

○井上政府参考人 まず、改めて申しますが、そのようなことも踏まえまして、あとは、いず

れにしても、退去強制手続の中で、言い分がある場合には十分にそれを聞いて、手続的にきちんと対応できるのではないかと思っておりますが、この点はいかがですか。

○階委員 新しく始まる仕組みなので、本当に今言つたようにちゃんと手続保障が与えられるのかどうか、大変懸念しておりますので、そこは、しっかりと運用がされるようにしていただきたいと思います。

それとともに、でも、一回は退去強制手続になつてしまつてしまうこと自体、退去強制手続の中で争なつてしまつてしまうこと自体、私は、ちょっとといふが、なかなかものかと。その処分そのものの正当性を争うところで、裁判ではなくて行政手続の中で争うべきだという考え方を持っていますので、ここは異議を差し挟ませていただきたいと思います。

そこで、前後しますけれども、引き続きやや法解釈的なところを突っ込んでお聞きしたいと思います。

ただ、今回新設される在留資格取り消し事由が、先ほど読み上げたところが認められた場合に、もう一つの不服申し立て手段として、退去強制手続において在留特別許可なるものを求める方法もあるんだということをおつしやいましたよ。

○井上政府参考人 この在留資格取り消しの制度につきましては、そもそも取り消しをする段階で強制手続が始まると、準備する期間は短くなるんじゃないですか。だから、私は、もっと別な不服申し立ての手段を設けるべきではないかというこ

うことを考へられるわけだけれども、直ちに退去強制手続が始まる、準備する期間は短くなることを考へられるわけだけれども、直ちに退去強制手続が始まると、準備する期間は短くなるんじゃないですか。だから、私は、もっと別な不服申し立ての手段を設けるべきではないかといふことを考へられているんですよ。どうですか。

○井上政府参考人 この在留資格取り消しの制度につきましては、そもそも取り消しをする段階で意見聴取の手続といつもののがきちんと設けられておりまして、あらかじめ期日を指定して、そこで意見や証拠の提出ができるし、関係書類の閲覧もできるようになります。最初の処分の段階で非常に手厚い手続保障がまずとれるようになつてござります。

○井上政府参考人 まず、改めて申しますが、

いませんが、詐欺罪は財産権を保護法益とした罪でございまして、人を欺いて財物を交付させた場合、あるいは財産上の不法の利益を得、または他人にこれを得させた場合に成立するものでございます。

この点、今御指摘の今回新設いたします犯罪、つまり、偽りその他不正の手段によって上陸、在留の許可を得た者につきまして、それに伴つて在留カードが交付される場合もあるわけでございますが、そのような事態についてどのような法益が害されるかということを考えますと、これは、当該外国人が不正の手段で上陸や在留の審査をかいぐり、本来あれば受けけることのできない許可等を不正に受けて本邦に上陸、在留するというふうによつて、要は、我が国の出入国管理秩序が害されるということになるわけでござります。これが法益侵害の本質でございまして、それに伴つて発行される在留カードというものが取得されることが法益侵害の本質ではないと考えてござります。それがベースにございます。

次に申し上げたいのは、今回、犯罪の対象とするいろいろな在留の許可でございますが、在留カードが発行されるのは、そのうち所定の中長期在留者に対してのみでござります。許可の中で一番多いのが新規の短期滞在の上陸の許可でござりますが、そのようなものが大部分を占める許可の中で、一部のものについてしか在留カードが交付されないということを一つ指摘させていただきたいと存じます。

それから、ほかのいろいろな行政法規を見ますと、許可を不正に取得する罪というのがございまして、それに伴つて、運転免許証も含めまして許可証のようなものが発行される例はござりますが、いずれも、不正な手段で許可を得る罪というものを設けているところでございます。

例えば、風営法でありますれば偽りその他不正の手段によって風俗営業の許可を得た者、道交運転免許証の交付を受けた者、銃砲刀剣類所持等の都合」であつさり辞職した」といったような驚

取締法であれば偽りの方法により拳銃等の所持について許可を受けた者等についての罰則が、本件と比較的同程度の法定刑で罰則が設けられております。

ところでございまして、ほかにも多数の例がございます。特に運転免許証につきましては、その不正取得については詐欺罪の成立を否定した裁判例もあると承知してございます。

刑法の解釈でござります。偽りその他不正の手段によって許可を得て在留カードの交付を受けた行為、それが詐欺罪に当たるかどうか、これは、具体的な事案ごとに証拠に基づいて裁判所が判断します。しかしながら、プライバシーに関する事柄であることから、お答えは差し控えさせていただきます。

○階委員 行為、それが詐欺罪に当たるかどうか、これは、具体的な事案ごとに証拠に基づいて裁判所が判断します。しかしまた、入国管理局の行政裁量を害する罪として、本件の新しい罪、七十一条一項二号の二の罪を設ける意味は十分にあるものと考えております。

○階委員 ほかにも刑法との関係でお尋ねしたい点もあるんですが、ちょっと時間の関係で一旦お聞かせいただけませんでしょうか。

○盛山副大臣 お答えをお聞かせいただきたいと存じます。それほども、あつたのかなかつたのかということだけお聞かせいただけませんでしょうか。

○階委員 ほかにも刑法との関係でお尋ねしたい点もありますが、当該事件の関係者の名前、プライバシーの保護の観点から問題があります。お答えを差し控えさせていただきたいと考えております。

先ほど大臣の答弁にもありましたとおり、新たな処罰類型が設けられても、処罰範囲を適正な範囲に画するためには、検察官の訴追裁量権が適正に行使されることが大変重要だということだと思います。

ところで、最近の法曹養成、いろいろな問題があるわけですから、検察官の訴追裁量権が適正にならぬままになつてしまつたんですね。それで、読売新聞で、政権に対しても、マインチーの保護の観点から問題があります。

○階委員 なかつたということも言えないということだとと思うんですね。

それで、読売新聞ですから、政権に対しても、マインチーの保護の観点から問題があります。

○盛山副大臣 なつかしく思ひ出します。

この中で、法科大学院を出した検察官について衝撃的なことが書かれています。眞ん中より下の

方には、「法科大学院の失敗は法曹の「質」に影響しかねない」ということで、「認めたら略式なんだけど、どうする?」。東京地檢では昨年、法科大

学院を出た新任の女性検事が、薬物事件などで否認する容疑者にそう持ちかけていたことが発覚し

た。略式起訴で済ませる代わりに否認の撤回を迫つたと受け取られかねず、取り調べ実習のやり直しを命じられたが、女性検事は反発。「一身上の都合」であつさり辞職した」といったような驚

愕の事実が書かれています。

この事実は真実かどうか、お答えいただけますか。通告しておりますが、どなたでも、このところ毎年毎年、入学定員を大幅に減らしていきますね。ちょっと前までは五千人以上いたわけですね。けれども、平成二十二年からどんどん減らしてきてまして、ことしは、定員は二千七百二十四人まで減らしました。他方で、それにもかかわらず、実際に入学した者は千八百五十七人、ついに史上初めて二千人を割り込みました。

○盛山副大臣 お答えは差し控えさせていただきます。

○階委員 プライバシーにかかるといいますか、新聞に出ていますけれども、別に誰という話ではないわけですね。事例としてこういうことがあつたというわけですから、こういう事例があつたのかどうかということをお尋ねしているわけですね。それとも、あつたのかなかつたのかということだけお聞かせいただけませんでしょうか。

○盛山副大臣 お答えを差し控えさせていただきたいと存じます。

○階委員 まだ大臣の答弁にもありましたとおり、新た

な理由について、文科省はどうに考えていましたは、当該事件の関係者の名前、プライバシーの保護の観点から問題があります。

○盛山副大臣 お答えします。

○階委員 なかつたということも言えないということだと思つてます。

○階委員 なつかしく思ひ出します。

この中で、法科大学院を出した検察官について衝撃的なことが書かれています。眞ん中より下の

方には、「法科大学院の失敗は法曹の「質」に影響しかねない」ということで、「認めたら略式なんだ

けど、どうする?」。東京地檢では昨年、法科大

学院を出た新任の女性検事が、薬物事件などで否

認する容疑者にそう持ちかけていたことが発覚し

た。略式起訴で済ませる代わりに否認の撤回を

迫つたと受け取られかねず、取り調べ実習のやり

直しを命じられたが、女性検事は反発。「一身上の都合」であつさり辞職した」といったような驚

愕の事実が書かれています。

この中で、法科大学院を出した検察官について衝

撃的なことが書かれています。眞ん中より下の

方には、「法科大学院の失敗は法曹の「質」に影響しかねない」ということで、「認めたら略式なんだ

けど、どうする?」。東京地檢では昨年、法科大

学院を出た新任の女性検事が、薬物事件などで否

認する容疑者にそう持ちかけていたことが発覚し

た。略式起訴で済ませる代わりに否認の撤回を

迫つたと受け取られかねず、取り調べ実習のやり直しを命じられたが、女性検事は反発。「一身上の都合」であつさり辞職した」といったような驚

とで、きょうは文科省にも来ていただいているけれども、このところ毎年毎年、入学定員を大幅に減らしていきますね。ちょっと前までは五千人以上いたわけですね。けれども、平成二十二年からどんどん減らしてきてまして、ことしは、定員は二千七百二十四人まで減らしました。他方で、それにもかかわらず、実際に入学した者は千八百五十七人、ついに史上初めて二千人を割り込みました。

○盛山副大臣 お答えは差し控えさせていただきます。

○階委員 プライバシーにかかるといいますか、新聞に出ていますけれども、別に誰という話ではないわけですね。事例としてこういうことがあつたというわけですから、こういう事例があつたのかどうかということをお尋ねしているわけですね。それとも、あつたのかなかつたのかということだけお聞かせいただけませんでしょうか。

○盛山副大臣 お答えを差し控えさせていただきたいと存じます。

○階委員 まだ大臣の答弁にもありましたとおり、新た

な理由について、文科省はどうに考えていましたは、当該事件の関係者の名前、プライバシーの保護の観点から問題があります。

○盛山副大臣 お答えします。

○階委員 なつかしく思ひ出します。

この中で、法科大学院を出した検察官について衝

撃的なことが書かれています。眞ん中より下の

方には、「法科大学院の失敗は法曹の「質」に影響しかねない」ということで、「認めたら略式なんだ

けど、どうする?」。東京地檢では昨年、法科大

学院を出た新任の女性検事が、薬物事件などで否

認する容疑者にそう持ちかけていたことが発覚し

た。略式起訴で済ませる代わりに否認の撤回を

迫つたと受け取られかねず、取り調べ実習のやり

直しを命じられたが、女性検事は反発。「一身上の都合」であつさり辞職した」といったような驚

愕の事実が書かれています。

この中で、法科大学院を出した検察官について衝

撃的なことが書かれています。眞ん中より下の

方には、「法科大学院の失敗は法曹の「質」に影響しかねない」ということで、「認めたら略式なんだ

けど、どうする?」。東京地檢では昨年、法科大

学院を出た新任の女性検事が、薬物事件などで否

認する容疑者にそう持ちかけていたことが発覚し

た。略式起訴で済ませる代わりに否認の撤回を

迫つたと受け取られかねず、取り調べ実習のやり

直しを命じられたが、女性検事は反発。「一身上の都合」であつさり辞職した」といったような驚

愕の事実が書かれています。

この中で、法科大学院を出した検察官について衝

撃的なことが書かれています。眞ん中より下の

<p>る。ここに大きな問題があるわけですね。質量とともに充実した法曹養成を目指すということで法科大学院を立ち上げて、逆の効果になつていては考えています。</p> <p>そこで、さらにお尋ねしますが、読売新聞でも取り上げられていましたけれども、法科大学院入試の前に適性試験というものをするといふこれまでのルールでした。この適性試験で下位一五%ぐらいに入つてしまふと、事実上、法科大学院を受けられない、あるいは受けたとしても入れない、こういったことで法科大学院入学者のレベルを一定以上に確保してきた、こういうものがあつたと思います。</p> <p>ところで、新聞報道によると、この適性試験をやめて、いきなり法科大学院入試を受けられるようになるようなことが検討されているとありました。私はとんでもないことだと思つています。</p> <p>と申しますのも、法科大学院の入学試験の競争倍率といつてもグラフでつけさせていただいておられます。下から三枚目ぐらいにあるかと思いますが、法科大学院入学者選抜における競争倍率の推移といふことで過去からずつと調べておりますけれども、当初、競争倍率四・四五倍だったということです。競争水準はかなり確保されていたと思うのですが、近年は一・八六倍ということで、最低のレベルになつていますね。</p> <p>かつ、本来は二倍以上なくてはいけないというのが文科省の方針だったと思います。一・八六倍まで下がつておきながら、ちょっと語弊があるかもしれませんのが、さらに足切りをするための適性試験もなくすといふことは、ますます法科大学院入学者のレベルが下がつてしまふのではないか。競争倍率が上向いてきている、高くなっているという中で適性試験を廃止するならまだわかるんですかけれども、まさにこれは、貧すれば鈍るといいますか、本末転倒といいますか、競争倍率がどんどん下がつて不人気が高まつていて、レベルを確保するための適性試験をやめるというの</p>	<p>は、とんでもない過ちだと思つております。</p> <p>この点について文科省の見解を伺います。</p> <p>○堂故大臣政務官 お答えします。</p> <p>適性試験は、法律学についての知識ではなく、法科大学院における履修の前提として要求される資質を試すものとして、法科大学院制度創設以来、全ての法科大学院出願者に受験が求められています。</p> <p>一方で、法科大学院志願者の減少など、入学者選抜を取り巻く状況の変化や、入学者の多様性の確保の必要性等から、中央教育審議会法科大学院特別委員会のもとに設置されましたワーフィンググループにおいて、法科大学院入試の基本理念の維持と入学者の質の確保を前提に、統一適性試験の利用を各法科大学院の任意とすべき旨の報告書が取りまとめられたところであります。現在、法科大学院特別委員会において、報告書を踏まえ議論が行われているところでござります。</p> <p>文部科学省としては、当委員会の議論を踏まえ適切に対応してまいりたいと思いますが、もとより文部科学省では、統一試験の見直しのみならず、昨年六月の法曹養成制度改革推進会議決定に基づき、法科大学院の規模の適正化や教育の質の向上を目指し、さまざまな取り組みを実施しているところであります。今後とも、こうした改革を一層加速させてまいりたいと思います。</p>
<p>○階委員 重ねて申し上げますけれども、法科大学院入試の競争倍率が低下する中で、適性試験を中心とするのは大きな誤りであるということを指摘したいと思います。</p> <p>その上で、司法試験そのものについても私は衝撃的な数字が出たと思っております。</p> <p>その次の資料を見ていただきますが、毎年の司法試験受験状況等についてということで、司法試験の受験者の推移を見たもので、ことしは、六千八百九十九人という数字で、前年より千百十七人減っていますね。</p> <p>二年ほど前に法律を改正しまして、本来であれば五年間で三回しか司法試験の受験機会がなかつた</p>	<p>たのを、五年で五回受けられる、そういう法改正が成立したので、ことしは五回目の人が初めて参加できる制度だつたんですね。これによつて増加する人数が大体三百人強あつたと思っているんでですよ。そういうプラス要因三百人がありながら、なおかつこんな千百十七人も減つている。</p> <p>先ほども言いました、予備試験の人気はあるけれども、予備試験というのは合格率が非常に低くて、予備試験の受験者がふえてもそんなに司法試験の受験者はふえていないという状況もあるんですけど、そういうプラス要因三百人がありながら、十七人のマイナスは何が原因になっているというふうに法務省としてはお考えになりますか。</p> <p>○盛山副大臣 今、階委員おっしゃつたとおりでございまして、ことしの司法試験の受験者数は速報値で六千八百九十九人で、昨年より千百十七人減つているということです。</p> <p>この原因はどういうことかなというふうに正直我々自身も考えているわけですが、ことしの司法試験につきましては、現在なお実施中でございまして、受験者の属性等も正確には把握できていない段階でございますので、残念ながら今ここでその原因を明らかにすることはできません。</p>
<p>○階委員 重ねて申し上げますけれども、法科大学院入試の実施状況も踏まえながら、関係機関等と連携して、可能な範囲で分析を進めたいと考えております。</p> <p>今後、司法試験の実施状況も踏まえながら、関係機関等と連携して、可能な範囲で分析を進めたいと考えております。</p> <p>○階委員 事実として、司法試験の受験者は六千八百九十九人しかいなくなつた、また、将来の司法試験受験者の供給源である法科大学院の入学者が、ついに二千人を割り込んで千八百五十七人になつた。</p> <p>ところで、去年の司法試験の合格者というのは千八百五十人もいるわけですね。それだけ入学者も減つて、将来受ける人がどんどん減つてくると見込まれる中で、千八百五十人というのは、何が本当に試験として機能しているのだろうか。本当に試験として機能するのだろうか。</p> <p>昨年、法曹養成制度改革推進会議の決定で千五百人以上合格者を確保できるようにすると言つてますけれども、私は、この千五百人という数字も、今の司法試験の受験者の状況であるとか法科大学院の入学者の状況からすれば過大であると考えております。</p> <p>そういうことを私は思うわけですけれども、この千五百人以上という数字はどのようにお考えになりますか。</p> <p>○盛山副大臣 先ほどもお答えしたところでございましたが、まだことしの司法試験を実施中でございまして、合格者数について所見をなかなか述べられる段階ではございません。</p> <p>しかししながら、いずれにせよ、司法試験の合格者数につきましては、司法試験委員会において、法曹となるべき学識及び能力の有無を判定する観点から、実際の試験結果に基づき適正に決定されると認識はしておりますが、今後とも、ことしの結果も踏まえて検討していくかなければならぬと考えております。</p> <p>○階委員 時間が参りましたので最後の質問にしますけれども、先ほど申し上げたように、予備試験の方は堅調に受験者が推移しているわけです。ところが、予備試験は本当に狭き門で、三%ぐらいいしか受からない。他方で、法科大学院に入る人は減つていて、法科大学院経由で司法試験を受けれる人も減つてきている。こういう状況があるわけですね。</p> <p>質量ともに豊かな法曹を養成する上で、やはりなるべく多くの人が司法試験に参加してもらえるような制度にしていかなくてはいけないとと思うのですが、今の制度のままでは、なるべく多くの人が参加するのではなくて、どんどんどんどん先細りしていつてしまふ。だから、私はかねがね主張しておりますけれども、原則として法科大学院修了者にしか司法試験受験資格を与えないというのをやめて、希望すれば全ての人が司法試験を受けられるようにする、こういう方が質量とともに豊かな法曹養成には資するのではないか。これは、毎年データを見るたびにその思いは強くなる一方で</p>	

し、適正な事業運営が行われているか、実地に検査する。その際、技能実習違反等の不適正な事案を把握した場合には、是正を指導し改善を求める、こういう趣旨、目的で行おうとしているわけでもござります。

したがいまして、実地検査に当たりまして、例えは、証拠隠滅とか事実の隠蔽のおそれありと想定されるような事案に対しましては、先生の御指摘のような抜き打ちで実施するなど、予告をしない検査も含めて行つてしまひたいと考えております。

○井出委員 証拠隠滅のおそれがあるですか、
それは、かなり悪質性が高いということが事前に
わかつていなければいけないわけですね。そういう
意味においても、ふだんの情報収集ですとか、
また実地検査の回数が果たして本当に三年に一回
でいいのか、そのところは改めて疑問を呈させ
ていただいて、私がお願いをしたいのは、あくま
でも実効性、実のある実地検査をやつていってい
ただきたい、そういうことでござりますので、そ
こをしつかりと考えて、いつていただきたい、その
ように考えております。
それから、また転籍の話をちょっと伺いたいん
です。

実習先の変更について、変更にかかるらず、実習生の相談といふものは、これまでも感じてくる法律になつておりますたし、これからもそこは変わらないと思うんですが、実習先の変更、今回の審議で、やむを得ない場合に転籍を少し前向きに考えていくという話になつて、では、その相談体制の支援の具体的な内容と/orものを何か変えていくのか、どういうふうに充実をさせていくのか、それを、今の段階でのお考えを伺いたいと思います。

するよう、従来からの電話による対応に加えまして、専用メールアドレスを新設し、これによる受け付けを開始することを考えているほか、対応語につきましても、現在のところ、中国語、ベトナム語、フィリピン語、イングリッシュ語といつを使用する実習生数の多い言語で対応することを考えておりますが、さらにこの内容を充実させるために、あわせてタイ語も検討したいと考えております。

そういうことを通じまして、実習先の変更を求める技能実習生からの相談がある場合には、その相談に丁寧に対応することができる体制の整備をつままりたいと思います。

井出委員 転籍について、前回、井上局長とのやりとりの中で、やむを得ない事情をどう認める。それは、結局は、技能実習制度の目的が適切達せられるか否かの観点から総合的な判断になります。実習先で労使間の問題が生じた場合など、継続困難な場合として対象としておるところでござりますと。ですから、ここまで現行でもいと。

今後は、さらにこれに加えまして、明らかに指力を欠いているなど、認定された計画の実施が込まれない場合、あと、法令違反によって実習計画が取り消され、欠格事由になってしまった場合などと思つて聞いておつたんですが、この実習生が認められるような理由の一つなのではないの

法定違反によって技能実習計画が取り消されて格事由になつてしまつたような場合というものがこれまで転籍の対象にならなかつたのか、これまで

それで、これからはそれをしてくれるということにならぬかどうか、教えてください。

○井上政府参考人 技能実習計画の取り消しと欠格事由というのは新法になつて初めて出てくる用語でござりますので、今後のことなどいうことで位置づけたわけでございます。

現行法のもとでは、いわゆる不正行為の通知ということをやつてございまして、今後五年間の受け入れ停止あるいは三年間の受け入れ停止等の不正行為を認定したという事実を通知して、その場合には、行政指導で、ほかの技能実習生についても移つていただくという方向の措置をとつておるということをございます。それが、新法の中では、技能実習計画の取り消しでありますとか、それが欠格事由になると、いう法制がしっかりとしてある、それに伴つた転籍の支援を行うことになります。

○井出委員 一つ、明確化をしていただくといふ御答弁だつたと。

それと、もう一つ、今回の法律で、もともと政府の方で言われていたのは、二号から三号、四年目、五年日のときは転籍できるようになりますと、いう話がありました。

それに加えて、私の方で、一号、二号のときも、やむを得ない事情のときはきちっと認めるように明確化をしてくれというお願いをして、そこは前向きな議論をしてきたところであります。が、もともと政府の方で主張していた二号から三号の転籍を認めるというものと、私がお願いしてきたやむを得ない事情で転籍を認めるというものは、その性質が一体どのくらい、同じなのか、性質が異なるのか。

二号から三号の転籍を認めていく、計画が応用段階に入つていくから転籍を認めるというのは、私は、当初聞いていたときは実習生に付与される権利のように受け取っていたんですが、ただ、一号、二号で転籍をもうちょっと何とかしてくれよ、という話をしたときに、いや、一ヵ所で充実して、という話があつて、なかなか、転籍に対してもう一つ

と慎重だったわけですね。

○井上政府参考人 お答えいたします。

特に、新法のものとの制度でいきますと、技能実習計画というものが、その内容の適正性、適当性というんでしようか、ということを技能実習機構できちんと審査をして認定いたします。その技能実習計画は、実習実施者が、技能実習生ごとに、かつ、技能実習の段階ごとに、一号、二号、三号ですね、その段階ごとにつくるものでありますので、一応前提としては、認定された計画の期間中はそこでずっとその計画どおりやるというのが適当だらうということがオーソライズされておるわけでございます。

それで、一号から二号に行く場合には、前も御説明いたしましたように、初步の段階であるので、最初の三年間は一貫してやつた方が原則的に効率的な、合理的な実習ができるだらうということです。そこは委員御指摘のように、やむを得ない事情というふうを考えますと、それは実習計画の期間中であっても、やむを得ない事情があれば転籍は認めるということにするわけですが、そこは委員御指摘のようになりますから、それは一号から二号に上がる段階も全く同じことにならうかと思います。

そこは一応、いろいろなことを考慮してやむを得ない事情という判断はございますが、二号から三号に行く場合にはやはり応用ベースに入ります。そこでもう少し広く、希望すれば、そして受け入れ先があればといふことも出てまいります。その辺の支援ということも必要になつてまいりますけれども、そこは移動が、実習先の変更ができるようになつたいと考えておるということになります。

○井出委員 今、少しその違いをお話しいただきましたて、両方とも、ですから、実習生は当然、実習の継続を希望していることは、一号から二号だ

ろうと二号から三号だらうと前提だと思います。

ただ、一号から二号のときは、実習生にとって非常に不遇、自分の責任がない、そういう不遇な状況の中でも、希望するから、やむを得ないときは何とかしよう。

二号から三号のときは、継続を希望するにしても、少し実習生側に主体性というか、前向きに、例えば、三年間やつてきた、ここでやるべきことはやつた、もう少し体制の違う実習先に行つて指導的な立場をやりたいとか、実習内容の高度化とあともう一つは、実習内容がそうやって高度化すれば報酬の問題も出てくると思うんですけれども、一号から二号のときは、高い金が欲しいから転籍したいというのはちょっとだけです。より高い給料のところに移りたいというのはだめですということは繰り返し答弁があつたんですが、例えば、実習の内容が高度化して、どこか別のところに移りたい、二号から三号段階で、そこに報酬も、それに伴つてやはりもっと高いところに行きたいというようなケースも、そこでは検討の対象となるのかならないのか、そこのお考えを教えていただきたい。

○井上政府参考人 二号から三号に移る場合も、報酬だけを目指して行くということになりますと、これは果たして真摯に技能を修得しようという意欲があるかどうか疑わわれてまいりますけれども、三号に移る段階で、より高い技能を修得しようとすることに基づきまして、その結果、契約上高い報酬がついてくるということはあり得ることだらうと思っております。

○井出委員 その、三年の実習を終えて応用段階に入る、その応用段階の定義づけという問題なのかなと思いますが、一号から二号について、やむを得ない事情、二号から三号について、まず一定の研修を全うして次のステップ、応用段階に入ると。今回の法律の成立によって、転籍の認め方について、新しい法律によつてできる基本方針にき

ちつと書いていただきたい。法務省のこれまでの指針というものは何度も紹介してきたんですが、新しく定める基本方針にまづきちっと書いていた

だくこと、それから、その中身の書きぶりについて、ここで今議論をさせていただいたようなことをきらつと書いていただけるかどうか、その点についてお答えいただきたいと思います。

○井上政府参考人 法案の七条には、「主務大臣は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本方針を定めなければならない」とます。

この基本方針におきましては、現行の制度の運用を前提としつつも、これまでのこの審議における御指摘を踏まえまして、実習先の変更を認める場合の考え方について、できるだけ明確に記載したいと考えてございます。

具体的な内容は今後検討する、細部は詰めるこ

とにもちろんなりますが、技能実習制度の目的が適切に達成される場合で、技能実習生の人権保護の観点から、技能実習生が実習先の変更を求める

ことについてやむを得ない事情があると認められ

る場合には実習先の変更を認める、その旨のこと

を記載してまいりたいと考へております。

○井出委員 それと、この転籍の問題は、前にも申し上げたんですが、やはり移動先があるかないかの問題なんですね。

前回、私、そのことを伺つたときに、井上局長

も受け入れ先との関係、「最終的には民民の関係で受け入れ先がなければだめなことになりますが、それをどうやって探していくかという仕組み

の問題であろうかと思ひます」と。私も、まさに仕組みの問題だと思つております。

私は、今回、明確に監理団体が、自分の持つて

いる実習実施機関にどれだけ余力があるのか、場合によつては人をお願いするようなケースもあるかも知れないと、今は希望しませんと

いうような実習受け入れ団体があつたとしても、もしかしたら、一人、二人、何かほかであつたと

受け入れてもらつかもしれないけれども、いいですか、いいですよと、そういう約束事をふだんから交わしておく必要があるかと思つてゐるんで、前回の答弁ですと、監理団体が、実習先変更についていろいろな情報というのをしっかりと持つてゐるはずであるということをござりますと。持つてゐるはずと。

だから、現行に対しての期待ベースのお話であります。

あつて、私はそうではなくて、明確に、あらかじめやむを得ない場合の転籍、また、そういうこと

もあるから、一人、二人受け入れてもらうこともあるから、一人、二人受け入れてもらうこと

あるかも知れませんよということを事前に、仕組み、制度として約束を取りつける、そういう仕組み、運用をぜひやっていっていただきたいと思いま

すが、いかがでしようか。

○井上政府参考人 委員御指摘のとおり、新たな受け入れ先を速やかに確保するためには、監理団体が自己的の傘下の実習実施者の受け入れ余力を常日ごろから把握しておくことが大前提になる、これは極めて重要なことであると認識してござります。

そこで、新制度におきましては、現行の指針にかえて新たにマニュアルをつくつていくことになりますけれども、その中で、監理団体が実習実施者の受け入れ状況を常日ごろ十分に把握しまして、実習先の変更に的確に対応できる体制を構築しなければならないということを定めてまいりたい、検討してまいりたいと考へております。

そしてまた、監理団体はそのように的確に対応できる体制を構築しなきやならないといいたしますが、機関の方もさらにすべきことがあるだらうと

いうことでござります。円滑な実習先の変更を行なうためには、傘下の実習実施者の監理団体における情報だけでは十分と言えないという事態もある

ところで、外国人技能実習機構は、法律に基づき

まして、個々の事案の状況とか本人の希望も考慮して、許可、届け出の手続、事業報告等によつて

把握しておる全国の監理団体及び実習実施者の情報というものが機関の方にはござります。この情報を使ふしながら、新たな実習先の調整を含めた実習先変更の支援等を行う方向で検討しております。

それで、どのようなことができるかということをこれから詳しく検討してまいりたい。それをすることによりまして、実習先の変更の措置は適切に対応できるようになつていくだらうと考えております。

○井出委員 ここまで、報酬と転籍、特に私がだわつてきただけの細かいところを確認させていただきました。

その上で、一度大臣にここで伺つておきたいんです、前回も申し上げましたが、報酬の実態、転籍が必要ないいろいろな事情を発見していく上で、実地検査、パトロールとも表現をしましたけれども、それを、先ほど宮川さんに抜き打ちも検討してくれたということもお願いをして、悪質性が高い、言つたら証拠隠滅されるようなときはそういうことも検討するというようなお話をいただきました。

そこで、前回の大臣の答弁で、私は、実習受け入れ団体に三年に一度しか行かないというところを、どうしてもそれでは実効性が保てないのであるからと。大臣は、マンパワーの問題、検討するべきものは検討します、実地検査の回数、それからマンパワーの問題について、法務省としても、適切に対応できるよう、厚生省と協力をして検討してまいりたいと考へております。

三年に一度という、そこは最低ラインとしても不十分だと思つてゐるんですよ。そこを何とか、最低ラインをもつと上げていく、そういう気持ちでこの法律が始まつたら動き出していただきたいと思いますし、職員も、それはすぐには、いきなり予定していた三百三十人をふやすということも難しいのかかもしれません、最低ラインを、三年に一度というところを何とか引き上げていた

は日本語が大好きなので、そういう人たちの能力試験のものがございます。そちらの方に四級とか三級とかいうところがございまして、そちらの方に朝三暮四のような事例が出ておりましたので、少し議論がはずれてしまったのかもしれないということです。

私の方で、N3、N4の方の試験例が公表されているので、それを見させていただくと、やはり、そのときにどういう接続語が入るのかというのを聞いてみたり、比較的オーディクスな問い合わせで、それを考えてくださいと、やはり、そのときには、うるさいふうに考えてございます。

○井出委員 朝三暮四と言つてくれる外国の方に介護していただきたいなど私も思うんですが、それは何かそちらでお調べいただいたということです。

それで、では、実際に、日本語能力試験またはそれに準ずるもの入国時の義務づけて行うということでいいんですか。

○堀江政府参考人 今の日本語能力試験あるいはそれに準ずるものというのは、似たようなもので、いえば英検みたいなものでございまして、そういうのを持つていても、入国時の証明につけていた

○井出委員 そうしますと、やはり、母國といいまますか、来る前の、向こうの国での日本語の勉強というのが大事かなと今思いました。

それから、二年目にはN3に到達をしていくと、いうことが、この間も紹介しました中間まとめで言われているんですけど、実習一年目、二号について、到達の水準として、指示のもとであれば、利用者の心身の状況に応じた介護を一定程度実践できるレベルと。利用者の心身、心も入っておりまして、必ずしも試験だけ通れば、そういうものではないと思いますが、一号から二号に当たつても、今度は試験を受けて、何か証明といふもので、日本国内において取らせる、そういうことでよろしいかどうか、教えてください。

○堀江政府参考人 詳細の制度設計はこれからでございますけれども、基本的には、やはりN3と

いうのを取りれているかというような話を、その同等度を含めまして確認していく、こういうことだと思います。

○井出委員 確認をして、でも、実際に、その試験のN3、N4というものを用いて、ここまで、中間まとめでもずっと議論をされてきているわけだと思います。

ですから、やはりその試験を国内できちつと受けているが一番の中間まとめに応えることであると思います。ただ、それとどまらないと思いませんよ、それはもう最低条件であつて、それでも利用者の心もわからなきやいけないというようなことがここにも書いてありますので、ぜひそうしていただきたいと思います。

この中間まとめに、介護の質の低下を防いだり

いろいろなことをしていくために、適切な評価の

システムがなければいけないと。その設定によ

りますと、介護というのは非常に複雑な業務な

で、余り肉体労働みたいに捉えちゃいかぬ、そん

なようなことで、適切な評価システムを構築する

と。

ここに具体的に書いてあります。

「一年目修了時 指示の下であれば、決められた手順等に従つて、基本的な介護を実践できるレベル」、「二年目修了時 指示の下であれば、利用者の心身の状況に応じた介護を一定程度実践できるレベル」、それから「三年目修了時 自ら、介護業務の基礎となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を一定程度実践できるレベル」、それから「五年目修了時 自ら、介護業務の基礎となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を一定程度実践できるレベル」。また、技能実習の延長、再実習、最長五年が実施された場合、これは制度の見直しに

として、語学能力要件というのを求めているもの

が一つございます。

それと別に、この評価システムとしての到達度

として、一年目修了時は、「指示の下であれば、決められた手順等に従つて、基本的な介護を実践できるレベル」ということござります。介護の

実践で、高齢者の方なりをお預かりして、入浴を

するとか体を拭くとか、そうしたようなことまで

していくわけでございますので、それが、「指示

の下であれば、決められた手順等に従つて、基本

的な介護を実践できるレベル」、それはコミュニケーションという意味の部分も、かぶる部分もあるとは思いますが、決して、決められた手順等に従つて、基本

的な介護を実践できるレベル」、それはコミュニケーションの部分も、かぶる部分もあるとは思いますが、決して、決められた手順等に従つて、基本

的な介護を実践できるレベル」というふうに思

います。

○井出委員 日本語の能力が重要であります

で、多少この表現ぶりが似てくるところは、私も

評価していきことになるんだと思います。

ただ、そうであるとするならば、やはりこの日

本語の部分ですね。さつき、必ず試験を受けるべ

の部分なんですが、ここが一層の重要度を持つてくると逆から見れば解することもできると思いますし、日本語のところは大変ござり、それで、日本語も大事だと申し上げていますから、それはそのとおりなんですけれども、ただ、日本語ができるのかという疑問も当然ありますし、その部分についての言及が、中間まとめの評価システムの構築、そこで示されているものを見ると、そうした日本語以外の部分の評価といふものが果たしてどこまであります。

評価システムの構築」と「必要なコミュニケーション能力の確保」。

似通つてるのは当然、日本語も大事だと申し上げていますから、それはそのとおりなんですが、それとおりなんですが、所管といふこと

でありますから、やはりその試験を国内できちつと受けているが一番の中間まとめに応えることであると思います。ただ、それとどまらないと思いませんよ、それはもう最低条件であつて、それでも利用者の心もわからなきやいけない

ことであると思います。ただ、それとどまらないと思いませんよ、それはもう最低条件であつて、それでも利用者の心もわからなきやいけない

きだということも申し上げましたが、これが一層の重要度を持つてくると逆から見れば解することもできると思いますし、日本語のところは大変ござり、それで、日本語も大事だと申しますけれども、ただ、日本語ができるのかという疑問も当然ありますし、その部分についての言及が、中間まとめの評価システムの構築、そこで示されているものを見ると、そうした日本語以外の部分の評価といふものが果たしてどこまであります。

今、議論の中で、入国時 N4で入つてくるわけですね。それはN4の試験を通つたという証明をつけるというお話をあって、そうしますと、やはりこっちに来てからの日本語勉強も大変大事ですけれども、向こうでやはり勉強をして、少なくとも、試験を受けてその証明書を持っていなきやいけないわけです。

大臣に介護の話を、本当は厚労大臣に聞かなければいけないような気はするんですが、所管といふことで岩城大臣に伺います。

がでしようか。

○岩城国務大臣 先ほども申し上げました、介護といった要件につきましては、厚労省において適切に検討されていくべきものと考えております。

その上で、必要な事柄について二国間取り決めで実現するのか、別の方法がいいのかということにもよりますけれども、やはり私どもの要望といふのはきつちりと申し上げることが必要だと思います。一般論として、二国間取り決めで実現すべきことにつきましては、取り決めの作成において適切に対応してまいりたいと考えております。

それから、受け入れ施設の問題についてのお話もありましたが、これは私から言及すべきではないかと思いますけれども、委員の御指摘についてよく理解できますので、その辺は厚労省において適切に対応していただけるものと思っております。

○井出委員 厚労省に、介護の件で、この間夜勤の話をし、その体制の話をちょっと確認しておきたいんです。

この中間まとめを見ますと、小規模な事業所は、常勤職員の一割、十人に一人というような数字が、それは指導体制の確立ということです。う数字が示されているんですが、常勤職員の十人に一人の割合で人数を入れてくる。ただ、昼間それは、実習生を何人が指導する体制になるのか。また、夜ですね、夜勤を二年目以降やるときには、夜勤もしつかりした体制であればというような御答弁が前回あつたんですよ。

ですから、夜勤のしつかりした体制というのはどういう体制なのか。それは、本来、昼も夜もそんなど大きく変わっちゃいけないと思うんですよ。そうしたら夜勤が成り立たないよというような意見も出てくると思うんですが、しつかりした体制というものがいかなるものなのかについて見解をいただきたいと思います。

○堀江政府参考人 検討会報告書の内容につきましては、委員の言われたとおりなのでござりますけれども、例えば一年目の実習生に夜勤を認める

場合でも、実習生一人で夜勤を行わせるのでなく、他の介護職員が配置されて、実習生による介護をサポートできるようにするといった対応、措置が必要だというふうに考えてございます。

いずれにいたしましても、制度が施行されるまでの間に、技能実習計画の認定基準、それから厚生労働省と業界とが連携して作成される業界のガイドラインの整備を通じまして、安全上の懸念が生ずることがないように実効性を確保していく、こういう考え方だと思います。

○井出委員 この中間まとめは、施設に対して、外団人の技能実習生の人数の割合については明確に示されている。ですから、これを守つていただきければ、法律が始まつて、急に何か日本じゅうの介護施設がどこももう半分ぐらいい外国人だ、そういうことにはならないと思うんです。

ただ、これをよく読むと、体制の部分はここにはそんなに明確に書いてないんですね。今、夜勤の話で初めて、一人ではやらないと。それはもう、夜勤に限らず昼間だって、むしろ一年目、それは能力に差はありますから何とも言いたいですけれども、昼間だって当然同じことが言えると思いません。

ここにも業界におけるガイドラインの作成といふものが書いてあるんです、当然、業界ですかね、現場のことはよくわかっているから、それを尊重しなきゃいけない、尊重はまずされると思うんですけども、ただ、ガイドラインがいつできるのかというところも聞きたいですし、まずしつかりした体制というものを確立たるものに、業界

の方から、介護は、対人サービス、福祉サービスで、コミュニケーションが前提となり、利用者と実習生の人権をしっかりと守る必要がある、危険なことが少ない部分から少しづつソフトランディングしていく形とすべき、こういうふうに御発言いただきました、厚生労働省も基本的にいかとことになるんだと思います。

○井出委員 そこは恐らく、施設、事業者側の方が、何かあつたときはいけないとということで、その危機感は強いと思いますが、それをちょっと頭に置きながら、少し厚労省のスタンスが弱いと思いますので、そこを何か不慮の事故とかのないようサポートをやつていっていただきたい、そういうふうに思います。

残り十分ぐらいになつてまいりましたので、大きな議論のところを再度ちょっとやりたいんです。前回、大臣にこの制度の将来像というようなもののを伺つて、いつも言われるんですけども、制度はこれからも活用していく、労働者の受け入れについてはこれと別だというお話をだと思っています。

ただ、そうはいつても、これは参考人からまず聞いた方がいいのかもしれないんですけども、最初は一年だったわけですね、それが三年になります、今度は五年になつてくる。二〇〇九年の改正で研修から技能実習になつて、そこで労働の性格が一層強くなつたという鳥井参考人のお話をあつたんです。

ただ、そうはいつても、これは参考人からまず聞いた方がいいのかもしれないんですけども、最初は一年だったわけですね、それが三年になります、今度は五年になつてくる。二〇〇九年の改正で研修から技能実習になつて、そこで労働の性格が一層強くなつたという鳥井参考人のお話をあつたんです。

研修というものは、実務、労働の部分と学び、

学びの極端な在留資格は留学だと思うんですけれども、この制度というものが、日本への滞在時間がやはり長くなつてしまったり、労働法制上きつと整えられてくれれば、留学と職業的な在留資格との間に研修があるとすれば、研修というものがやはりだんだん労働の方に来ている、そういう意識はあるのかないのか、では、まず井上さんから伺いたいと思います。

○井上政府参考人 平成二十一年の法改正で、それまでの研修プラス技能実習の仕組みから、一年目から技能実習ということの在留資格をつくったわけでございます。

その趣旨の一つが、一年目から雇用契約に基づくことであるということで、労働法上労働者として保護が与えられることを明確にするということが大きなことであつたわけでございまして、そのことによって実習の内容が研修から労働にシフトしたとか、させるという意図に基づくものとは余り理解しておりません。

○井出委員 内容というか、仕組み、制度の問題なんですが、恐らく、研修、技能実習といふものは、OJT、実務の部分、仕事の部分と学びの部分があつて、特定の職業の能力がある人たちに認められている在留資格と、留学で認められている在留資格と、いろいろあると思うんですけども、留学で例えれば五年在留が認められるようなものがどれだけあるのか。

私は、制度の位置づけの意味で、やはり技能実習制度というものが留学と職業的の在留資格の中間にあるものだと位置づければ、だんだんだんだんこつちに近づいてきているのかなと。そういうところは、もうこれは事実上お認めいたいた方がいいんじゃないかなということをきょうお聞きしたいんですね。それはどうですか。

○宮川政府参考人 お答えいたします。先ほどの井上局長からの答弁と重なる部分があるかと思いますが、一つは、研修期間と技能実習という形でやつたものを、最初の講義の期間を除いて全て技能実習という形の中で行うのは、先ほど井上局長からの答弁にもありましたように、オラン・ザ・ジョブ・トレーニングという、日本の企業の中での人材育成という手法を活用する中で、実際のところ働いている、働いているにもかかわ

らず労働基準法、最低賃金法の適用がないということは何とかしなければならないという観点で、労働法制を適用していくといふ意味があつたと理解しております。

それから、もともと一年だったものが三年になります、今回五年という提案をさせていただいているのは、技能の高度化なり、さまざまな職種を行つていく複数職種化など、技能のレベルを上げていくためには、やはりある程度、一定期間のオン・ザ・ジョブ・トレーニングが必要であるという観点で整理させていただいたところでございます。

したがいまして、今回の施策を行つてあるからといって、いわゆる労働力確保対策としての性格を強めたとか、そういう趣旨のものではないということは御理解いただきたいと思います。

○井出委員 あくまで技能移転、国際貢献だといふことは、多分最後に一言言つていただいてもよかつたのかもしれません。けれども、

ただ、参考人の先生の中にも、だんだん労働的な性格が強まつてきていますと明確におっしゃる方もおられます。大臣に伺いたいのは、中長期的な議論、制度と別に、外国人労働者の受け入れ、中長期的な議論はあつて、それは国民のコンセンサスを得て、法務省がかかるべき部分はかかわっていきますというお話を前回あつたんではけれども、その中長期的な議論の中で、それは別とはいえ、この技能実習制度を、そこで総括なり、この制度の立ち位置というものをやはり議論しなきゃいけないと思うんですね。

私は、技能移転という性格を残していくのであれば、その対象の職種をきつと見直して、例えば、海外の特殊な料理をつくる能力のある方は今来られるというような話が前あつたんではけれども、日本食なんかを海外でやつていただくために、日本食の技能実習とか、むしろあってもいいんじゃないかなと思うんですよ。ただ、その一方で、建設ですか介護ですか、それが技能実習にふさわしいのかなという思いもある職種もあります。ですから、中長期的な議論の中で、この研

修制度というものをまず総括していただくこと。

今回だつて、職種はいろいろなものが拡大してしまします。

次に、清水忠史君。

○清水委員 日本共産党的清水忠史でございま

す。

改めて岩城法務大臣に、この間の議論を踏まえて、外国人技能実習法案の提案趣旨についてお伺いしたいと思います。

この法案は、これまで繰り返されてきました受け入れ機関や送り出し機関によるさまざまな不正行為、人権侵害や労働基準法違反、こうしたもの

をなくしていく、根絶することを目的の一つとして出された、これは間違ひありませんか。

○岩城国務大臣 端的に申し上げたいと存じま

す。

法務省としましては、現行の技能実習制度では仕組みとして十分に対応できておりません、今御指摘のありました人権侵害あるいは法令違反などの諸問題を解決するとともに、技能実習制度の趣旨の徹底を図り、技能実習制度の一層の適正化を行つていくため、本法案を国会に提出したものです。

ありまして、御指摘のような不適正な取り扱いの撲滅、これが本法案のまさに主たる目的であると考へております。

そして、不適正な取り扱いが認められた場合に

は、主務大臣による改善命令や技能実習計画の認定の取り消し、監理団体の事業の停止や許可の取

り消し等厳正な措置をとり、技能実習制度の一層の適正化に努めてまいりたいと考えております。

○清水委員 今、大臣は、適切に把握する、しっかりと把握する、こういうふうに答えられました。

私は、四月十九日の当委員会におきまして、全

国の実習生が実際に受け取つてている賃金、これ

は、支払い予定賃金ではなくて、実際に毎月、

日々受け取つてている賃金について把握している

か、こう尋ねましたが、全くこれをしていない

と。驚くべき答弁であります。

五月十一日には、強制帰国を防止する際の審査ブースで意に反して帰国させられようとしている実習生からの相談件数や、それを受けて関係機関に通報した件数についてもお尋ねしましたが、統計をとつていいないということありました。

不正行為を根絶する上で、これらの実態を把握する。やはり、適切に把握する、しっかりと把握する。やはり、適切に把握する、しっかりと把握する。うんですが、いかがでしょうか。

とをしつかりつかむ、こういうことが必要だと思います。

○岩城国務大臣 委員御指摘のとおり、技能実習における不適正な取り扱いは依然としてなくならず、また、本委員会での質疑や参考の方々のお話を伺いました。

そこで、法務省におきましても、実態をより適切に把握した上で、一層しつかりとした対応が必要です。

法務省としましては、本法案に盛り込まれてお

ります種々の施策により、技能実習制度の趣旨の実地検査はもとより、労働基準監督機関等の関係機関とも連携するなどして、実態をしつかりと把握してまいりたいと考えております。

そこで、法務省におきましても、実態をより適切に把握した上で、一層しつかりとした対応が必要です。

法務省としましては、本法案に盛り込まれてお

ります種々の施策により、技能実習制度の趣旨の実地検査はもとより、労働基準監督機関等の関

係機関とも連携するなどして、実態をしつかりと把握してまいりたいと考えております。

するというふうに岩城大臣は今答えたわけですから、今後は、実習生が実際に受け取っている賃金、あるいは審査ベースで意に反して帰国させられるようになつてゐる実習生の実態、通報件数も含めて、これらの統計をとるというふうに約束していただけないでしようか。

○岩城国務大臣 先ほど申し上げましたとおり、実態をより適切に把握することが必要だらうと思つております。

その上で、今御指摘のありましたような統計的な数字のことにつきましても、これはどのような把握の仕方が適切なのか、あるいはどういう取り組み、手法があるのか、そんなことも含めて検討してまいりたいと考えております。

○清水委員いや、検討してもらうでは困るんですね。そもそもこの法案を出すときに、実態を把握するようなたてつけにしていただかない、本当に不正行為をなくせるのか、甚だ疑問だと言わなければなりません。

角度を変えて聞きますけれども、この法律によつて、今の大臣のような答弁で、送り出し国で不本意ながらも借金をさせられて、それがあるがために、来日した後も、さまざま不正行為があつても文句を言えず我慢をし、移転の自由もなく、泣き寝入りをし、我慢をするかあるいは逃げ出さなければならぬかといふような実習生を本当に一人もなくすことができるのかといふうに私は思つんですよ。

私、これは覚悟が問われていると思うんですよ、大臣に。さきの国会で刑訴法をやりました。私たちは、これは違憲の治安立法ということで大反対しましたけれども、そのとき上川陽子前法務大臣は、命をかけてこの法案をよりよいものにしていくと、命がけでといふうにおっしゃいました。

内容はともかく、やはり大臣が、今度の法案によつてこういつた不正行為を根絶することができるのであるのか。実習生の自殺とか、あるいは過労死といふもあるわけですよ。ヤギを盗んで食べなけれ

ばならないような実習生を根絶できる、こういう決意ですか。

○岩城国務大臣 先ほど来お答えしておりますとおり、本法案の主なる目的の一つが、そういった不適切な行為をなくしていくということでありまして、委員から御指摘のありましたような実態調査、こういったものを十分にするようにいたしまして、そういう行為がなくなるように努めています。

○清水委員 いや、検討してもらおうでは困るんですね。そもそもこの法案を出すときに、実態を把握するようになつてゐる人たちの実態、これも含まれるわけですね。

○岩城国務大臣 先ほども申し上げましたとおり、実態調査をしつかりやるとおしゃられました。その中には、当然、技能実習生の賃金の実態だとか、あるいは強制帰国させられるようになつてゐる人たちの実態、これも含まれるわけですね。

○清水委員 検討以前に、大臣自身のやる気が私は大事だと思いますよ。

統計をとる、幾らもらつていてるのか把握するとして、いく、そのためにはどういった手法が必要なのが、そんなことを検討していきたいと考へております。

○岩城国務大臣 検討以前に、大臣自身のやる気が私は大事だと思いますよ。

統計をとる、幾らもらつていてるのか把握するとして、いく、そのためにはどういった手法が必要なのが、そんなことを検討していきたいと考へております。

○清水委員 検討以前に、大臣自身のやる気が私は大事だと思いますよ。

統計をとる、幾らもらつていてるのか把握するとして、いく、そのためにはどういった手法が必要なのが、そんなことを検討していきたいと考へております。

法律をつくつても改善することはできないと私は思うんですね。

私は新しいことを聞いたんです。統計をとられるんですかというふうに聞いたんです。しかし、これまでの答弁の域を出ておりません。こういう意気込みでは余りにも不十分だと、私は率直に指摘しなければならないと思うんですね。

大臣は、この間、提案理由やあるいは答弁の中で、いわゆる実習実施機関の実習生に対する不正行為は増加傾向にあると認められております。その原因の一つとして、政府の指導監督体制が十分でないということもお認めになりました。きょうの私の質疑に対しても、しつかりと適切に把握すると言ひながら、統計はとらない。これは、朝三暮四じやなくて朝令暮改になるんじゃないかなというふうに私は思うんですよ。

やはり、実習実施機関についても、具体的な体制とか人員とか、はつきり決まっていなければいけないところはほとんど、主務省令で後で検討するということでしょう。私たち、どうやって、細かいところはほとんど、主務省令で後で検討することができるんでしようか。

実習実施機関の視察、これはまだできておりません。そして、技能実習生から直接、参考人としてここへ来て実態を聞かせていただくということを可能だというふうに私は思つております。そういう点では、質疑を終局するのではなく、引き続き徹底審議をしていくということが私は何よりもこれからのために必要であるということを強く求めて、時間が来ましたので質疑を終わります。

○岩城国務大臣 実態把握をするということは申上げております。そのためにどういった手法があるのか、どういった取り組みが必要なのか、そういうことは前向きに検討していくということをありますので、そのことは御理解いただきたいと思います。

○清水委員 統計をとるとはおっしゃられない。前向きな検討は当然のことながら、幾らもらつて逃げるのか、ここをつかまないと、幾らどんな問題をいたします。

先日の参考人質疑で、技能実習生の申告権の問題が議論されました。技能実習生の不利益を解決

する手段として申告権が本当に機能するのか、その体制があるのか、懸念があると指摘されております。

法案の申告権について伺います。

申告はどこにするのか、どのような手続を経て技能実習生に対して回答するのか、お答えください。また、最近の労基署に対する申告件数を伺います。

○宮川政府参考人 お答えいたします。

新制度におきましては、申告、相談の窓口を外で、実習生の利便性を考慮し、直接来所という形に加えまして、電話でも受け付けることを検討しております。その際、実習生等から、本人確認のため、氏名、在留カード番号等を聴取するとともに、法令違反の事実の申告を受け付けることとしております。

申告を受け付けた場合、外国人技能実習機構において、法令違反の疑いのある受け入れ機関に対し実地検査等を行うこととしており、必要な指導等を行つた上で、申告者に対しましては、対応、経過等について可能な限り通知することを検討しております。

また、昨年度の監督署への技能実習生の申告件数を私の方から報告させていただきます。

平成二十七年におきまして技能実習生から労働基準監督機関に対してなされました申告件数は、現在集計中であり回答できませんが、平成二十六年における申告件数は百三十八件ということになります。

○煙野委員 労基署には引き続き申告はできるということによろしいですね。確認で。

○大阪府政府参考人 委員御指摘のとおり、労働基準監督署でも引き続き受け付けをしておるところでございます。

○煙野委員 技能実習生が申告権を持つていては、いう説明はどこでどのような形で行われるのか、具体的にお答えください。

○宮川政府参考人 まず、現在は新法に基づく申

いうケースがあるというふうに聞いているんですけどね。失業給付だけしか払われないという場合も伺っております。受け入れ企業が倒産した場合の賃金保障の対策、どのような対策がとられてきたのか、伺います。

○大西政府参考人 企業が倒産した場合に賃金が未払いになるという場合でございます。

こうして労働者につきましては、現

きちつと調べていただきたい、出していただきたいと思ひます。

適正化について、どうぞ見ていくのが適
いくときのときお述
それで、その後い
を取つて実質的には
告されていまし
方からは、雨が降る
る、布団も敷けない
介いただきました。
提供する責任もある
あわせて、やはり、
も、賃金をきちっと
けれども、そういう
うんですね。
ですから、家賃に

いろいろ聞きますと、高い家賃
賃金になるという実態も報じられ
から、この間、日弁連の会員と
量のところが水浸しにな
いうような写真の実例も紹
はり、人間らしい住環境を
思ふんですね。
実習生が選べるということと
障する」とあわせてです
とも必要になつてくると田
いへば、文化的な最低限度
るいは賃金をきちっと確保
らも、明確な要件を定めて
いかと思いますが、いかが

一つは、「小規模な受入機関(常勤職員数三十人以下)」の場合は、受入れ人数は常勤職員総数の「〇%までとする。」二つ目として、「受入れ人数枠を算定する基準となる「常勤職員」の範囲については、介護の技能移転の趣旨に鑑み、「主たる業務が介護等の業務である者」(介護職等)に限定する。」とあります。

伺いますが、「介護職等」の「等」にはどのような職種が入るんですか。

○堀江政府参考人 お尋ねの「介護職等」の「等」でござりますけれども、あくまで新しい制度の実施設計の中で特定することになりますが、実務経験に基づいて介護福祉士試験の受験資格を得ることができると想定してございまして、具体的には、介助員、看護補助者、看護助手等の職種であつて介護を主たる業務とするものが含まれるというふうに考えてございます。

○畠野委員 「等」と丸めて書いてあるけれども、具体的に聞くとたくさん出てくるということですね。本当に不明確な物言いなんです。

それで、この委員会の議論の中で、夜勤業務について二年目以降の技能実習生に限定するということですがありましたが、これも問題で、どのような実

される賃金から社会保険料が控除されないということ、こういうことを考慮いたしまして、立てかえ払いの額は、いわゆる手取り所得に近い金額として、未払い賃金総額の八割というぐあいに定めています。○畠野委員 もう少し伺いたいんですが、技能実習生がこの立てかえ払い制度で対応されたといふ

○大臣政府参考人 労災補償の関係について御答弁させていただきたいと思います。

委員御指摘の死亡案件につきましては、私どもいたしまして、労災でないことが明らかな事案を除きますものにつきましては、前広に、労災補償制度というのがあるということをお知らせいたしました。その中から、現在、平成二十六年に起きた三十四件の死亡事故があると承知しておりますが、調べましたところ、その中で八件について労災申請がございまして、そのうち六件につきまして遺族補償年金の支給をしたところでございまます。残りの二件については調査中という状況でござります。

○岩城国務大臣 技能実習生が本当に安心して実際に専念できる環境を確保するためには、畠野委員おただしのとおり、宿舎費の金額が適正なものであることは重要でございます。前にも御答弁させていただきましたけれども、この適正な宿舎費について、より明確化していくべきだと考えております。

委員御指摘の点も踏まえまして、宿舎費を適正なものとする方策について、さらに検討してまいりたいと考えております。

○畠野委員 このことも、もつともと前から議論すべきことだったというふうに思ふんですけれど、これは本当に直ちに改善していただきたいというふうに思っております。

次に、介護の問題について伺います。

外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会

○畠野委員 ですよね。ですから、これもやはります。（畠野委員）件数はわからないですか」と問ふ件数は、済みません、集計しております。

次に、奢費の問題です。

中間まとめということが出されておりまして、そぞで既に実習生について言わせております。「介護分野においては、適切な実習体制を確保するため、以下の介護固有の要件を設定すべきである。」

○大西政府参考人 企業が倒産した場合に賃金が未払いになるという場合でございます。
こうして退職した労働者につきましては、現在、賃金の支払の確保等に関する法律というのがございまして、この中で、未払い賃金の一部を立てかえ払いするという制度がございます。これにつきましては、技能実習生についても制度の対象となつておりますので、こういった形での保護がなされているところでございます。
○畠野委員 これは幾ら返つてくるんですか。
○大西政府参考人 現行の未払い賃金立てかえ払い制度につきましては、戻つてくる補償額でございますが、これは、立てかえ払いされる賃金につきましては、課税上、退職所得とされるため課税される賃金から社会保険料が控除されないということを考慮いたしまして、立てかえ払いの額が少ないということを、立てるには立てかえ払いの額は、いわゆる手取り所得に近い金額にして、未払い賃金総額の八割というぐらいに定まつているところでございます。
○畠野委員 もう少し伺いたいんですが、技能実習生がこの立てかえ払い制度で対応されたという件数はありますか。
件数はありますか。
○大西政府参考人 立てかえ払い制度につきまして、現在、技能実習生を特定した件数につきましては把握しておりません。そういう状況でござります。
ただ、直近の例を幾つか調べましたところ、技能実習生につきましても立てかえ払いを実施したというケースはあるというぐらいに承知しております。(畠野委員「件数はわからないですか」と呼ぶ)件数は、済みません、集計しておりません。
申しわけございません。

適正化について、どのような着眼点で宿泊費の適否を見ていくのが適当かについてさらに検討していくときお述べいただきました。

それで、その後いろいろ聞きますと、高い家賃を取つて実質的には低賃金になるという実態も報告されていますし、それから、この間、日弁連の方からは、雨が降ると畳のところが水浸しにならる、布団も敷けないというような写真の実例も紹介いただきました。やはり、人間らしい住環境を提供する責任もあると思うんですね。

あわせて、やはり、実習生が選べるということ

一つは、「小規模な受入機関(常勤職員数三十人以下)」の場合は、受入れ人数は常勤職員総数の一〇%までとする。二つ目として、「受入れ人数枠を算定する基準となる「常勤職員」の範囲については、介護の技能移転の趣旨に鑑み、「主たる業務が介護等の業務である者」(介護職等)に限定する。」とあります。

同いいますが、「介護職等」の「等」にはどのような職種が入るんですか。

○堀江政府参考人 お尋ねの「介護職等」の「等」でござりますけれども、あくまで新しい制度の実施設計の中で特定することになりますが、実務経験に基づいて介護福祉士試験の受験資格を得ることができると想定してございまして、具体的には、介助員、看護補助者、看護助手等の職種で

いうケースがあるというふうに聞いているんです。
失業給付だけしか払われないという場合も
伺っています。受け入れ企業が倒産した場合の
賃金保障の対策、どのような対策がとられてきた
のか伺います。

○大西政府参考人 企業が倒産した場合に賃金が
未払いになるという場合でございます。

こうして退職した労働者につきましては、現
在、賃金の支払の確保等に関する法律というのが
ございまして、この中で、未払い賃金の一部を立
てかえ払いするという制度がございます。これに
つきましては、技能実習生についても制度の対象
となつておりますので、こういった形での保護が
なされているところでございます。

○畠野委員 これは幾ら返ってくるんですか。

○大西政府参考人 現行の未払い賃金立てかえ払
い制度につきましては、戻つてくる補償額でござ
いますが、これは、立てかえ払いされる賃金に
きましては、課税上、退職所得とされるため課税

きちっと調べていただいて、出していただきたい
と思うんです。

皆さん、お手元、一番最後の資料九のことこ
に、「立替払手続の流れ」というのをいただいたらく
です。これは、労基署に行つたり認定申請をした
り、いろいろな手続が、日本人だつてこれは大変
だと思うんですが、それを、言葉も本当に御苦学
されているような外国の方に強いる。だから、私
は、これはもつときちつと補償できるような体制
がつくられてよかつたんじやないかというふうに
思います。そういう改善が求められてきた。

それから次に、年金の問題を伺います。

技能実習生は、年金加入の対象とされておりま
す。先日の質問で、私も、技能実習生の死亡事故
など痛ましい事例を御紹介いたしました。資料も
そのときお配りをいたしました。それで、死亡事
故について、技能実習生に遺族年金などが実際に
払われているのか、把握されているか、伺いま
す。

否を見していくのが適当かについてさらに検討していくときのお述べいただきました。

それで、その後いろいろ聞きますと、高い家賃を取つて実質的には低賃金になるという実態も報告されていますし、それから、この間、日弁連の方からは、雨が降ると畳のところが水浸しになります、布団も敷けないというような写真の実例も紹介いただきました。やはり、人間らしい住環境を提供する責任もあると思うんですね。

あわせて、やはり、実習生が選べるということとも、賃金をきちんと保障することとあわせてですけれども、そういうことも必要になつてくると田舎ですね。

ですから、家賃については、文化的な最低限度の生活を確保する、あるいは賃金をきちんと確保していくという観點からも、明確な要件を定めていくことが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○岩城国務大臣 技能実習生が本当に安心して実習に専念できる環境を確保するためには、畠野貢員おただしのとおり、宿泊費の金額が適正なものであることは重要でございます。前にも御答弁ございました。

一つは、「小規模な受入機関」(常勤職員数三十人以下)の場合には、受入れ人数は常勤職員総数の100%までとする。二つ目として、「受入れ人数枠を算定する基準となる「常勤職員」の範囲については、介護の技能移転の趣旨に鑑み、「主たる業務が介護等の業務である者」(介護職等)に限定する。」とあります。

伺いますが、「介護職等」の「等」にはどのような職種が入るんですか。

○堀江政府参考人 お尋ねの「介護職等」の「等」でございますけれども、あくまで新しい制度の実施設計の中で特定することになりますが、実務経験に基づいて介護福祉士試験の受験資格を得ることができる職種を想定してございまして、具体的には、介助員、看護補助者、看護助手等の職種であって介護を主たる業務とするものが含まれるというふうに考えてございます。

○畠野委員 「等」と丸めて書いてあるけれども、具体的に聞くとたくさん出てくるということですね。本当に不明確な物言いなんです。

それで、この委員会の議論の中で、夜勤業務について二年目以降の実習生に限定するということ話がありました。これも問題で、どのような実習生を想定しているのか、伺います。

○堀江政府参考人 二年目以降の実習生というの、日本語の能力でいきますとN3程度の日本語能力が確保されていると「うう」とことでございまし

して、未払い賃金総額の八割というぐらいに定まっているところでございます。

○畠野委員 もう少し伺いたいんですが、技能実習生がこの立てかえ払い制度で対応されたという件数はありますか。

○大西政府参考人 立てかえ払い制度につきまして、現在、技能実習生を特定した件数につきましては把握しておりません。そういう状況でございまして。

労災申請がございまして、そのうち六件につきまして遺族補償年金の支給をしたところでございます。残りの二件については調査中という状況でございまして。

せていただきましたが、この適正な宿金費について、より明確化していくかないと考えております。

委員御指摘の点も踏まえまして、宿金費を適正なものとする方策について、さらに検討してまいりたいと考えております。

○ 畑野委員 このことも、もつともと前から議論すべきことだったというふうに思ふんです。これは本当に直ちに改善していただきたいというふうに思っております。

次に、介護の問題について伺います。

外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会

○畠野委員 ます。（畠野委員 件数はわからないですか）と呼ぶ件数は、済みません、集計しておりません。申しわけございません。

次に、寮費の問題です。

先日も岩城大臣に伺いました。私がこれをなぜ取り上げるかというと、住まいは人権だということですね、根本的問題として。それで、この

中間まとめというのが出されておりまして、そぞで既に実習生について言わせております。「介護分野においては、適切な実習体制を確保するため、以下の介護固有の要件を設定すべきである。」

○畠野委員 ます。（畠野委員 件数はわからないですか）と呼ぶ件数は、済みません、集計しておりません。申しわけございません。

次に、寮費の問題です。

先日も岩城大臣に伺いました。私がこれをなぜ取り上げるかというと、住まいは人権だということですね、根本的問題として。それで、この

ね。

それで、介護保険法とのかかわりについて伺いたいんです。

介護保険法では、介護施設における人員の配置基準が定められています。先日の連合審査で、配置基準の一人に技能実習生を換算するのかという質問に対して、政府参考人は、検討を行うと答弁したんですね。否定しなかった。そういうふうに検討すると。私は、これは大問題だと思うんです。

ちょっと確認しますけれども、介護実習を行う技能実習生があるとして、介護保険法上の介護施設職員としてカウントされるのか、つまり、技能実習生は介護施設が受ける介護報酬の対象となる介護サービスに当たるのか、伺います。

○瀬谷政府参考人 お答えいたします。

介護は対人サービスでございまして、サービス提供に当たりましては、その質を担保し、利用者の不安を招かないようにすることが重要であると考えております。このため、これまで御議論されておりますとおり、技能実習制度における介護職の不正行為が原因で失踪したことに対する御指摘の監理団体の不正行為が原因で失踪したケースにつきましては、失踪に至る経緯のほか、

失踪後の在留状況も踏まえて判断することにはなりますが、例えば、技能実習生が監理団体や実習施設から人権侵害を受けるなどして、やむを得ず一時的に技能実習を行うことができなくなつたような場合には、正当な事由があると認められますので、そもそも二十二条の四第一項第五号に該当いたしません。したがいまして、新設する取り

消し事由によつて在留資格を取り消すことはできず、退去強制手続がとられる余地はありません。このような場合には、本人が他の実習実施者のものとの実習継続を希望すれば、実習先の変更を支援していくこととなります。

○畠野委員 実習生というのは、この間議論されてきたように、みずから意図で実習先を移転できない、これは解決されていない。高い保証金、この問題も解決されていない。そして、強制帰国もある。対等な労使関係もない。人の命を預かる、そういう現場ですよ、介護の現場というのは。いいんですか。

私は、こういう一つ一つの問題を、きちんと委員会でもっと議論を尽くすべきだと思いますよ。私は、このような安易なことをやるべきじゃない

というふうに強く申し上げます。

最後に、入管法改正案について伺います。

在留資格に規定される「活動を行つておらず、他の活動を行い又は行おうとして在留していること(正当な理由がある場合を除く。)」を、取り消し事由として新設を予定しております。また、在留資格を取り消す場合、当該外国人が逃亡すること(正当な理由がある場合を除く。)を、出

國猶予期間を定めず、直ちに退去強制手続に移行することも規定されています。

監理団体などの不正行為が原因で失踪したケー

スでは、直ちに退去強制手続をとられることはあつてはならないと思いますが、いかがですか。

○岩城国務大臣 お答えいたします。

新しい取り消し事由を定める二十二条の四第一

項第五号は、その末尾に括弧書きで、正当な理由

がある場合を除くと規定しております。

御指摘の監理団体の不正行為が原因で失踪した

ケースにつきましては、失踪に至る経緯のほか、

失踪後の在留状況も踏まえて判断することにはな

りますが、例えれば、技能実習生が監理団体や実習

施設から人権侵害を受けるなどして、やむを得

ず一時的に技能実習を行うことができなくなつた

ような場合には、正当な事由があると認められま

すので、そもそも二十二条の四第一項第五号に該

当いたしません。したがいまして、新設する取り

消し事由によつて在留資格を取り消すことはでき

ず、退去強制手続がとられる余地はありません。

このようにこそ直ちにやるべきだというふうに思いま

す。

多くの問題が未解決だと、引き続き討論を求め

て、私の質問を終わります。

○葉梨委員長 以上で畠野君枝君の質疑は終了いたしました。

これにて両案及び修正案に対する質疑は終局いたしました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとして、

本日は、これにて散会いたします。

午後零時十一分散会

自発的に出国することなく、故意に入管当局に行方を知らないようにして退去強制を逃れようとすることが疑われ、その疑いを抱くことにつき相

当の理由がある場合をいうものと考えております。

その判断に当たりましては、当該外国人の生活状況、在留資格に応じた活動を行わなくなつた経緯、背後関係の有無、取り消し事由が発覚した経緯、取り消し手続中の挙動等の事情を総合的に考慮することとなります。

このように、逃亡すると疑うに足りる相当な理由の有無は、客観的な事実関係を踏まえて判断すべきものであります。当局が恣意的に判断できるものではなく、濫用の御懸念には及ばないもの、そのように考えております。

○畠野委員 暖昧な言葉、例えは、行おうとしているとか、委員会でも議論になりましたけれども、そういうことがやはりあつてはならないと思

うんですね、法文として。

最後に私申し上げますが、本当にいろいろな困

難で失踪せざるを得なかつた実習生が、申告をし

ても、普通だつたら一週間から一ヶ月で解決され

るのが、三ヶ月も待つとか、こういう事態があつ

てはならない。こういう人権をしつかり守るとい

うことこそ直ちにやるべきだというふうに思いま

す。

多くの問題が未解決だと、引き続き討論を求め

て、私の質問を終わります。

○葉梨委員長 以上で畠野君枝君の質疑は終了いたしました。

これにて両案及び修正案に対する質疑は終局いたしました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとして、

本日は、これにて散会いたします。

午後零時十一分散会

第一類第三号 法務委員会議録第十七号 平成二十八年五月十三日

平成二十八年六月一日印刷

平成二十八年六月三日發行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

U